

鶴岡浄化センター及び鶴岡市コンポストセンターの視察等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鶴岡市上下水道部が鶴岡浄化センター及び鶴岡市コンポストセンターの視察及び見学（以下「視察等」という。）を受け入れ、上下水道部が保有する行政情報等を提供する際の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務分担)

第2条 視察等の受入事務は、当該視察目的事項を所管する課等（以下「所管課等」という。）が行う。

(申請)

第3条 視察等を希望する者（以下「視察者等」という。）は、鶴岡浄化センター及び鶴岡市コンポストセンター視察等申請書（様式第1号）を所管課等に提出するものとする。

(受付)

第4条 所管課等は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、受け入れを決定する場合、視察に係る資料の実費としての代金（以下「視察費用」という。）の額等を記載した鶴岡浄化センター及び鶴岡市コンポストセンター視察等受入受諾書兼視察費用納付通知書（様式第2号）を交付する。

2 所管課等は、円滑な視察等を行うため、必要な事項について視察者等と事前に調整を図るものとする。

(費用の徴収)

第5条 視察費用は、1回の視察につき、1人当たり700円とする。ただし、視察の過程において視察費用以外の実費が発生する場合は、当該実費を加えた額を視察費用として徴収するものとする。

2 視察費用は、視察等の1週間前までに所管課等が指定する口座に振り込むものとする。この場合において、口座振込の際の振込手数料は、視察者等が負担するものとする。

(資料の無償提供)

第6条 次の各号に掲げる視察者等には、第4条第1項の資料を無償で提供することができる。

(1) 鶴岡市民

(2) 「下水道資源の農水産業利用共同調査協定書」に記載する共同事業者及び共同事業者が案内する者

- (3) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する学校のうち、小学校、中学校及び義務教育学校並びに市内に所在する高等学校、高等専門学校、大学、大学院及び特別支援学校に通学する者及びその引率者
- (4) その他市長が資料を無償で提供することが適当であると認める者
(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 0 日から施行する。